

全国民生委員互助事業給付金申請の時宜について

	種別	申請できる期間	申請のタイミング
公務関係	公務死亡	発生後直ちに ~ 発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。
	公務傷害 (完治した場合)	完治後直ちに ~ 発生後1年以内	完治後、速やかに申請してください。
	公務傷害 (治療中の場合)	発生後1年以内	治療期間がすでに180日以上になっており、なおかつその間、すでに90日以上入院している場合は、治療中であっても申請してください。 なお、身体欠損、寝たきり等恒久的な機能障害に陥った場合は、加療期間によらず申請できる場合があるので、お問合せください。
	公務疾病見舞	発生後直ちに ~ 発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。
一般給付	一般死亡	発生後直ちに ~ 発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。
	配偶者死亡	発生後直ちに ~ 発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。
	一般傷病 (2ヵ月未満)	完治後直ちに ~ 発生後1年以内	完治期間が1ヵ月以上~2ヵ月未満で確定したら、速やかに申請してください。
	一般傷病 (2ヵ月以上)	発生から2ヵ月経過後 ~ 発生後1年以内	治療期間が、2ヵ月を超えた場合は、治療中でも申請可能です。治療中の場合であっても、2ヵ月を超えた時点で、速やかに申請してください。
	災害見舞 (居宅、居宅外)	発生後直ちに ~ 発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。
	退任慰労 (在任9年未満、 在任9年以上)	発生後直ちに ~ 発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。

互助給付は、あくまでも民生委員・児童委員が対象です。退任した民生委員・児童委員には給付できませんので、障害・疾病等により療養していた委員が退任される場合は、退任前に該当する見舞金の給付申請をしてください。

「全治期間」とは、傷病・疾病が発生してから完治するまでの日数を指します。通院、入院、自宅療養3つの療養方法全てを含み、発生から完全に治るまでの加療期間です。

例えば入院しなくても完治するまで30日を要し、その間の通院が10日間であった場合、自宅療養を含めて全治期間は30日となります。